令和５年度　公文書開示（２月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R6.1.19	R6.2.2	大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム（第２回）の議事概要	1	1															交通局総務部企画調整課
2	R6.1.19	R6.2.2	大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム（第２回）の会議資料	12		1								1					（第７条第５号） ・内部における検討のために試算した値である。未成熟な情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 ・未確定な情報を含んでおり、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 ・当局が将来需要の推計を実施するために仮に設定したものである。これらの情報は、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 ・内部における検討のために試算した値及び分析である。これらの情報は、未成熟な情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	交通局総務部企画調整課
3	R6.1.22	R6.2.2	１　交通局自動車部と東京交通労働組合自動車部とが取り交わした労使協定及び交通局自動車営業所（品川、巣鴨、北及び南千住を除く。）と東京交通労働組合支部（品川、巣鴨、北及び南千住を除く。）とが取り交わした労使協定 ２　東京交通労働組合自動車部品川支部長、副支部長及び会計の乗務記録（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで）	108		1					1		1					（第７条第４号） 東京交通労働組合自動車部長、技術部長及び支部長並びに東京交通労働組合自動車部長及び支部長個人の印影の表示は、公にすることにより、偽造等のため当該組合及び個人の財産等への不当な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （第７条第２号） 休暇等の表示は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	交通局自動車部管理課
4	R6.1.22	R6.2.2	東京交通労働組合自動車部品川支部長、副支部長及び会計の乗務記録（令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで）					1											当該公文書は令和３年度に作成された１年保存の公文書であるため、令和５年度に廃棄済みである、現在は存在しないため。	交通局自動車部管理課
5	R6.1.23	R6.2.5	令和５年１０月１３日決定三田線志村基地内分岐器撤去その他工事について（起工）	58	1															交通局建設工務部保線課
6	R6.1.23	R6.2.6	５交総第９６８号「都営三田線「高島平駅」「新高島平駅」「西高島平駅」「西台駅」におけるWi-Fiセンサーの設置について（回答）」	10		1					1		1		1				（第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであり、東京都情報公開条例第７条第２号イ、ロ、ハのうちいずれにもあてはならないため。 （第７条第６号） 公にすることにより、業務に関係のない電話への対応が生じるなど業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第７条第４号） 公にすることにより、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする等、公共の安全と治安維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局総務部企画調整課
7	R6.1.30	R6.2.13	無線局免許状（東京都大田区を常置場所としている陸上移動局）	4		1							1						（第７条第４号） ・第三者が他人の免許の番号を利用して、なりすまし等の犯罪を誘発するおそれがあるため。 ・電波妨害等を誘発し、人の生命や安全、公共の安全の確保に密接に関わる活動及び取材活動に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局車両電気部車両課
8	R6.1.30	R6.2.13	神奈川県川崎市を常置場所としている陸上移動局及びその通信の相手方（東京都所属の基地局）の無線局免許状					1											実施機関では作成又は取得しておらず、存在しないため。	交通局車両電気部車両課
9	R6.1.30	R6.2.13	・東京都大田区を常置場所としている陸上移動局の通信の相手方の無線局（東京都所属の基地局）免許状 ・神奈川県川崎市を常置場所としている陸上移動局の通信の相手方の無線局（東京都所属の基地局）免許状					1											「鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項」及び「列車防護警報に関する事項」の二項が指定されている局が存在しないため。	交通局車両電気部信号通信課

10	R6.2.5	R6.2.19	事業用定期借地権設定契約公正証書（平成３１年第５８号）	40		1					1	1	1					（第７条第２号） 代理人の生年月日については、個人が識別されることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第７条第３号） 代理人の氏名は、公にすることにより事業を営む個人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。 （第７条第４号） 対象地上の建物の各種図面については、各室の用途や配置が示されており、公にすることにより、窃盗等犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局資産運用部資産活用課
11	R6.2.6	R6.2.20	・補助８１号線整備に伴う都電荒川線向原～東池袋四丁目間（水窪工区）軌道移設工事（その２）【５交建工第９４５号（当初：２交建工第８４２）】 ・内容：工事費総括書（変更）、変更工事総括書、変更種別内訳書、代価明細書、諸経費計算書、変更特記仕様書、変更図面集	342	1														交通局建設工務部保線課
12	R6.2.7	R6.2.20	ダイヤ作成支援システムの仕様書及び契約書				1											実施機関では作成又は保有しておらず存在しないため。（対象公文書は平成１２年に作成されたが、保存期間経過により廃棄されているため）	交通局電車部運転課
13	R6.2.16	R6.2.27	令和６年１月１日から令和６年１月３１日までの間に都営地下鉄各駅で取扱った東京都地下鉄高速電車旅客営業規程第２９条に規定する一般用特別補充券乙片及び入きょう式特別補充券	4	1														交通局電車部営業課
14	R6.2.20	R6.2.29	「浅草線ホームドア設置に伴う西馬込駅外７駅ホーム補強その他工事　契約番号：31-18043」に係る以下の内容 変更工事費総括書、変更工事総括書、変更種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書、変更特記仕様書、工事費内訳、種目別内訳、科目別内訳、細目別内訳、別紙明細、共通仮設費（積上）明細	186	1														交通局建設工務部計画改良課